

本日の内容

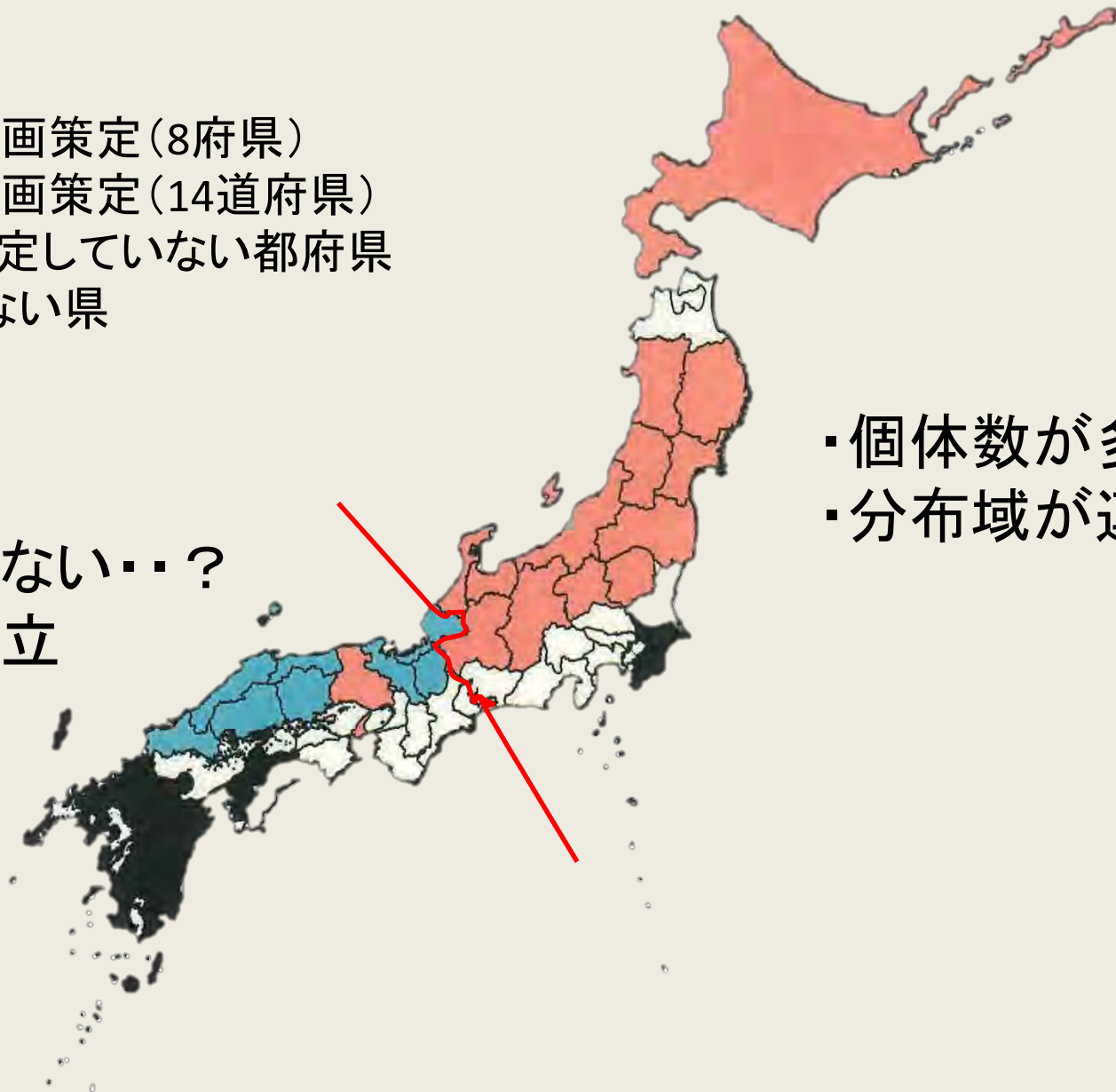
- ①ツキノワグマの基本生態と被害実態
- ②保護管理のポイント**
- ③出没を抑制するための考え方と被害対策
- ④出没対応について（関係機関の連携）

クマ類の保護及び管理計画の状況(2021年度まで)

- : 第一種保護計画策定(8府県)
- : 第二種管理計画策定(14道府県)
- : 特定計画を策定していない都府県
- : クマが生息しない県

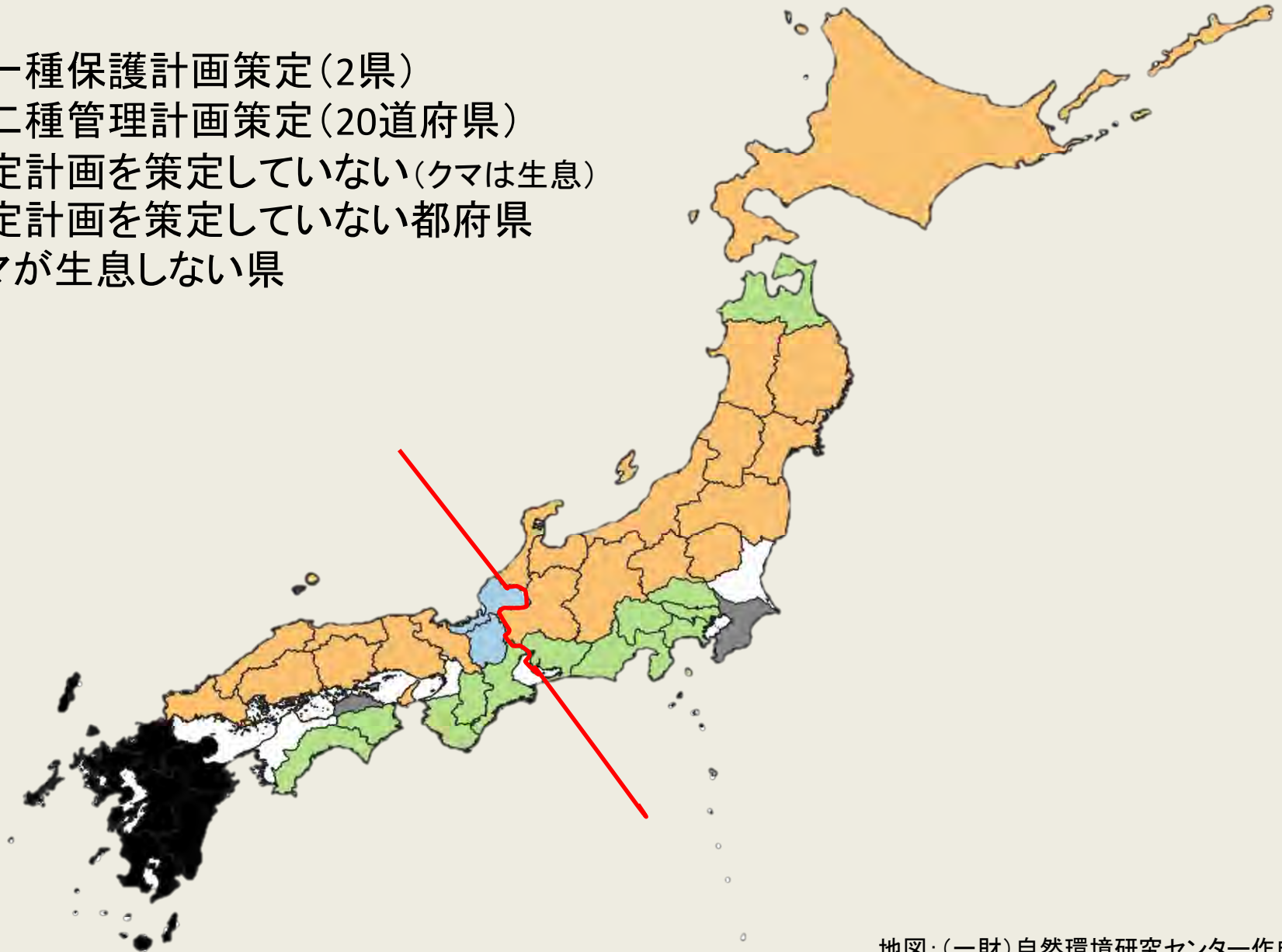
- ・ 個体数が少ない・・・？
- ・ 分布域が孤立

- ・ 個体数が多い
- ・ 分布域が連続



クマ類の保護及び管理計画の状況(2022年度)

- : 第一種保護計画策定(2県)
- : 第二種管理計画策定(20道府県)
- : 特定計画を策定していない(クマは生息)
- : 特定計画を策定していない都府県
- : クマが生息しない県



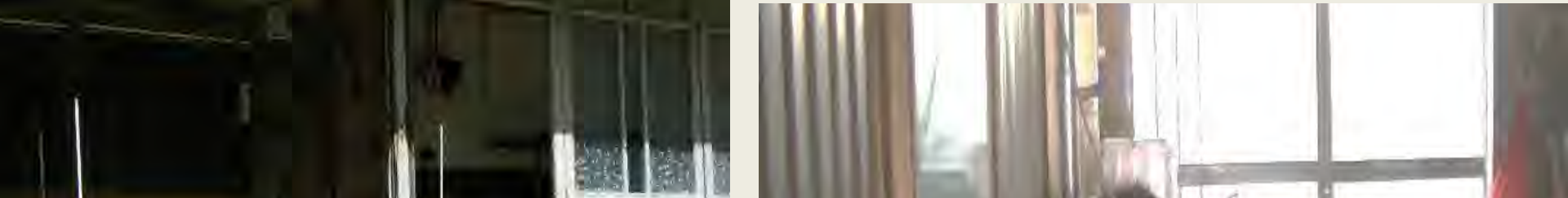
保護管理を進めるが・・・



多くの課題が山積みしている

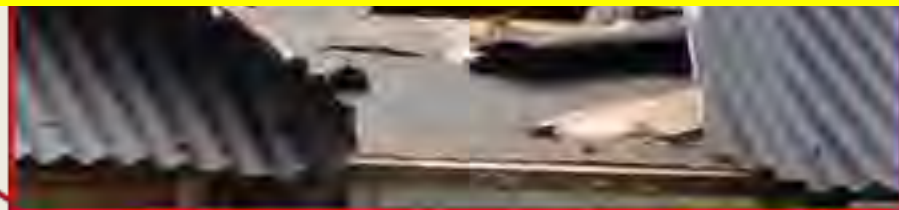
- 分布域の拡大⇒人の生活圏内への出没
⇒地域住民と都市住民の意識のズレ
- 繰り返す大量出没
- 錯誤捕獲の増加
- 体制の整備，人材育成（確保）





地域住民にとって許容できる範囲ではない！

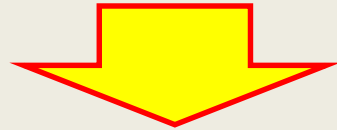
分布拡大や個体数の増加によって引き起こされる人とツキノワグマの軋轢をいかに防ぐかという困難な課題に対し、関係者が難しい舵取りを迫られる時になった。



クマ類の保護管理のポイント

【課題】

- ・分布域の拡大、個体数の増加、人とクマとの距離
- ・出没時、被害発生時の対策手段が少ない
- ・地域住民と都市住民との考え方の差が大きい



【対応方法】

- ・生息の多寡によらず、事前に防げる被害には対策を実施し、被害が発生した場合は、被害を最小化する現場対応が必要。
- ・事前対応の徹底化 → 生息・出没状況の把握が重要。
- ・被害発生への対応 → 迅速な対応ができるように事前に対応方針、対応内容、関係機関との連携を定めておく。

行政間の役割分担と連携体制

国

- ・モニタリングデータの蓄積・予算の支援
- ・適切な被害対策が実施できる技術支援

研究機関

都道府県

- ・生息と被害に関するモニタリング
- ・対応方法と関係機関の役割分担・協力体制の構築
- ・対応技術、対応実施の支援

市町村

- ・被害防止のための情報収集と住民に対する正確な情報の周知
- ・事前対応（誘引物管理）、地域との合意形成と対策の実施
- ・許認可、出没に対する対応

各計画等の位置づけ

国

鳥獣保護管理法(環境省)

鳥獣被害防止特措法(農林水産省)

基本指針

整合性

基本指針

鳥獣保護管理事業計画

第一種特定鳥獣保護計画
第二種特定鳥獣管理計画

指定管理鳥獣捕獲等事業

整合性

被害防止計画

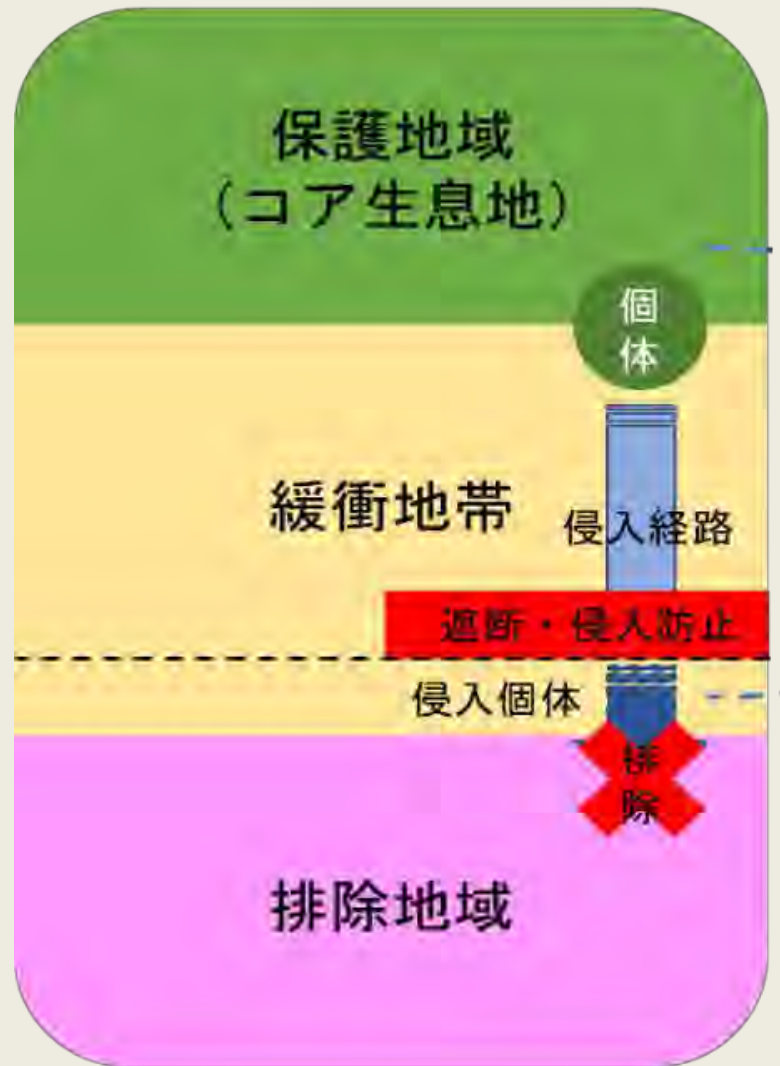
県

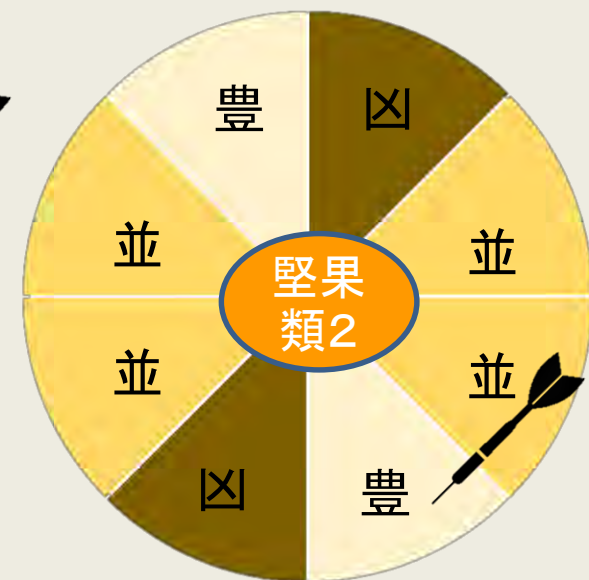
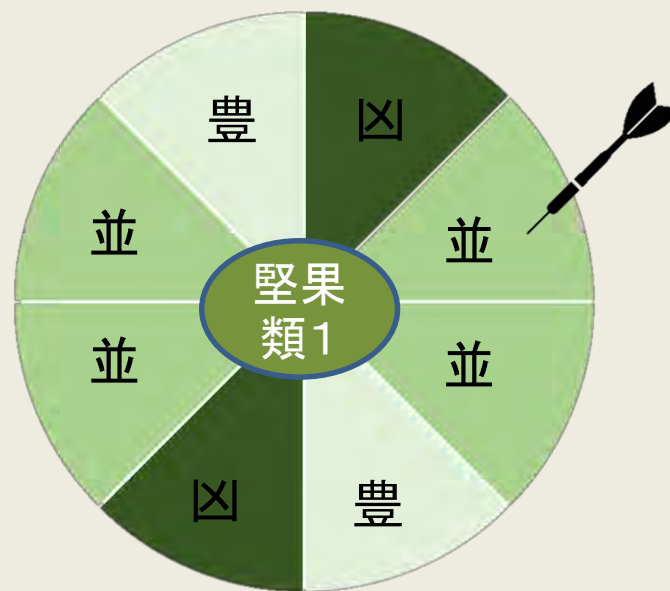
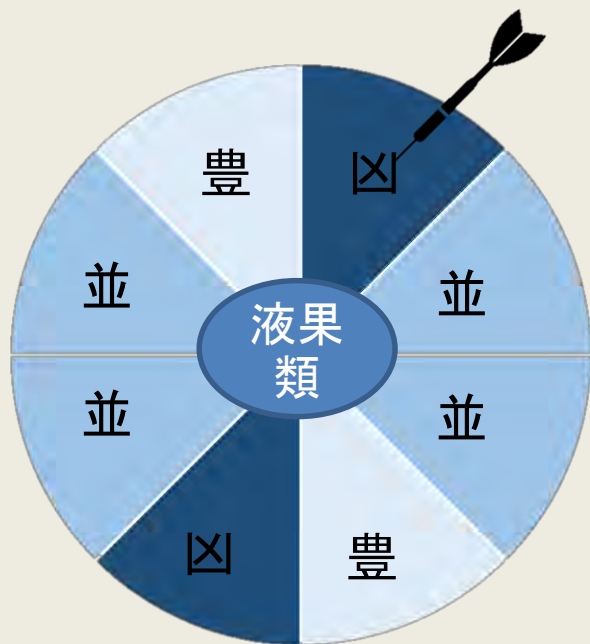
市町村

本日の内容

- ①ツキノワグマの基本生態と被害実態
- ②保護管理のポイント
- ③出没を抑制するための考え方と被害対策**
- ④出没対応について（関係機関の連携）

ゾーニング管理





年によってクマ類の餌資源の豊凶にはばらつきがある

餌資源の「凶作」が揃うと ⇒ 大量出沒

⇒ 出沒する要因は餌資源だけ・・・??

なぜ人の生活圏に出没するの？

なぜ獣害が発生するの？

① 採食可能な場所

（食べ物がそこにある）

② 人の生活圏に出没する環境が整った

（安全に出没できる）



「かなな流し」（砂鉄の採取）で作
られた美しい棚田



今も山中に数多く残る
製鉄くずⅡ かなくそ





進む集落の無住化と
農林地の利用・管理放棄



耕作放棄地の利用

